

2010年度 建設マネジメント委員会 研究成果発表会

インフラPFI研究小委員会報告 (2008-2009年度活動)

2010年8月2日
土木学会講堂

インフラPFI研究小委員会

1

I. 総 括

調査研究内容

- 2007年度までの研究小委員会で蓄積した研究成果および関連団体等による成果をレビューし、改めて、現状における課題を整理する。
- いくつかの比較的事業化の可能性が高い具体的なインフラ事業を選定し、**具体的な課題を抽出する**。
- 技術的課題に関してプロジェクト実施が可能にするようなマニアール等の整備を行う。
- 制度的課題を再整理し、プロジェクト実施に必要な制度設計を提案する。
- 具体的な事業に関して、**要求水準書を作成し、事業を実現可能にするための個別課題とその解決策を提案する。**

I. 総 括

2008-2009年度 インフラ研究小委員会メンバー(所属機関:当時)

石川崇之 (ハシワツクコンサルタント)	井上元 (五洋建設)
植田和男 (日本PFI協会)	大島邦彦 (熊谷組:副委員長) 岡田智之 (オリエンタルコンサルタント)
大西正光 (京都大学)	北詰恵一 (関西大学:幹事)
金子雄一郎 (日本大学)	越川裕司 (八千代エジニアリング)
小石川隆太 (大林組:幹事)	佐藤有希也 (長大:幹事)
後藤忠博 (オリエンタルコンサルタント)	佐藤良一 (鹿島建設:幹事)
佐藤喜久 (鹿島道路)	高木智 (大日コンサルタント)
小路泰広 (国土交通省)	長江剛志 (電気通信大学大学院)
内藤誠司 (ハシワツクコンサルタント:幹事長)	長谷川寧 (三菱総合研究所:幹事)
長岡宏樹 (三菱総合研究所)	村松和也 (大日本コンサルタント)
宮本和明 (東京都市大学:委員長)	森浩 (三菱総合研究所)
森浩 (三菱総合研究所)	山岸宏 (NIPPOコボレーション)
渡会英明 (建設技術研究所:副委員長)	

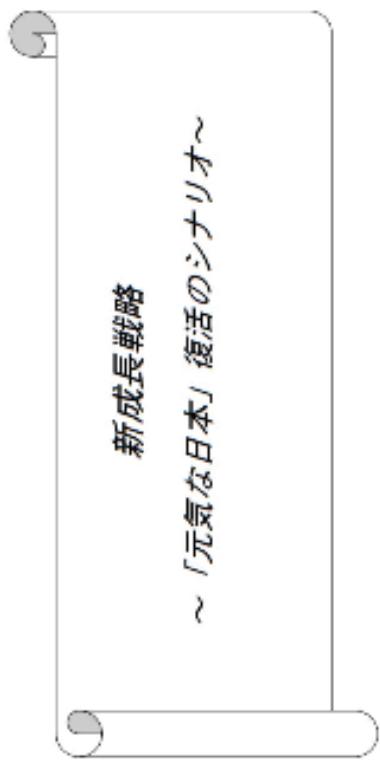
I. 総 括

研究部会

- (1)リスクマネジメントWG
主査: **北詰恵一** (関西大学)
- (2)包括民間委託検討WG
主査: 渡会英明 (建設技術研究所)
- (3)事業WG
主査: **大島邦彦** (熊谷組)

I. 総括

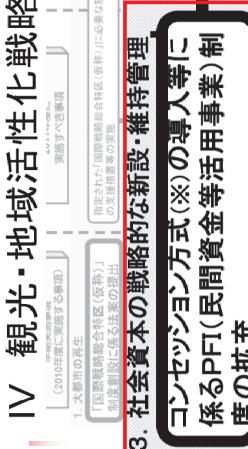
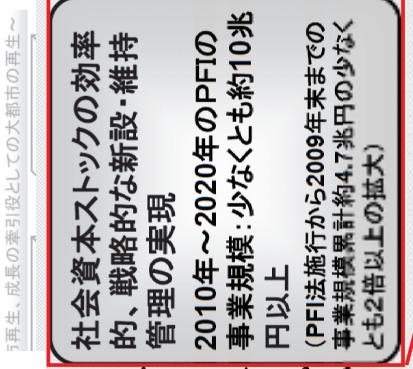
インフラPFIに関する最近の状況(1)



インフラPFI研究小委員会

5

IV 観光・地域活性化戦略



社会資本ストックの効率的・戦略的な新設・維持管理の実現

2010年～2020年のPFIの事業規模：少なくとも約10兆円以上

(PFI法施行から2009年末までの事業規模累計約4.7兆円の少なくとも2倍以上の拡大)

社会資本ストックの効率的・戦略的な新設・維持管理の実現

社会資本ストックの効率的・戦略的な新設・維持管理の実現

社会資本ストックの効率的・戦略的な新設・維持管理の実現

I. 総括

インフラPFIに関する最近の状況(2)

内閣府PFI推進委員会 中間的とりまとめ(2010年5月25日)

……。その中でも、独立採算型などにおいて適切なリスク移転がなされる事業形態や、特にこれまであまり事例のなかった
インフラ整備等の大規模事業に資するため、事業に参加する民間企業が行政と同等の競争条件で事業遂行できるよう、税財政上の支援のあり方も含め、PFI制度を見直していく必要がある。……
・以前はインフラ関連の議論は1名の委員からの発言
に限られたものでしかなかった。

7

インフラPFI研究小委員会

事業部会

8

事業部会の活動について：これまでの研究成果*

ー我が国道路事業へのPFI/PPP導入に向けてー
 ①道路整備の現状と今後の方向についての整理

②道路整備の新しい取組事例の整理

③民間資金、PFI／PPP導入必要性の整理

④PFI／PPP導入に向けた課題の整理

⑤PFI／PPPの適用分野、事業モデルの検討

・事業手法の再整理:PFI、PPP、BOT、コンセッション、等

・導入ロードマップの検討

・事業モデル(イメージ)の検討

⑥導入プロセスについての検討

一部結果を第27回建設マネジメント問題に関する研究発表・討論会(H21.12.10)に発表

⑦導入促進方策についての検討

⑧海外参考事例の追加調査

* 今后の研究予定を含む

9

インフラPFI研究小委員会 出典:A Guidebook on Public-Private Partnership in Infrastructure, United Nations 2009, EACAP

PFI／PPPの概念・用語の再整理(UNでの用例)

Broad category	Main variants	Ownership of capital assets	Responsibility of investment	Assumption of risk	Duration of contract (years)
Outsourcing	Public	Public	Public	1-3	
Supply and management contract	Public	Public/ Private	Private/ Public	3-5	
Turnkey	Public	Public	Public	3-5	
Affermage /Lease	Affermage Lease *1	Public	Public	5-20	
Concessions	Franchise BOT *2	Public/ Private	Private/ Public	5-30	
Private ownership of assets and PFI type	BOODBFO PFI *3 Divestiture	Private Public	Private/ Public	Indefinite 10-20	
		Private	Private	Indefinite	

11

インフラ分野へのPFI/PPP導入

政府「新成長戦略」平成22年6月18日閣議決定

国・地方ともに財政状況が極めて厳しい中、必要な社会資本整備や既存施設の維持管理・更新需要に最大限民間で対応していく必要があります。

そのため、PFI制度にコンセッション方式(※)を導入し、既存の法制度(いわゆる公物管理法)の特例を設けることにより公物管理権の民間への部分開放を進めます。

あわせて、公務員の民間への出向の円滑化、民間資金導入のための制度整備、地方公共団体への支援体制の充実など、PFI制度の拡充を2011年に実行します。

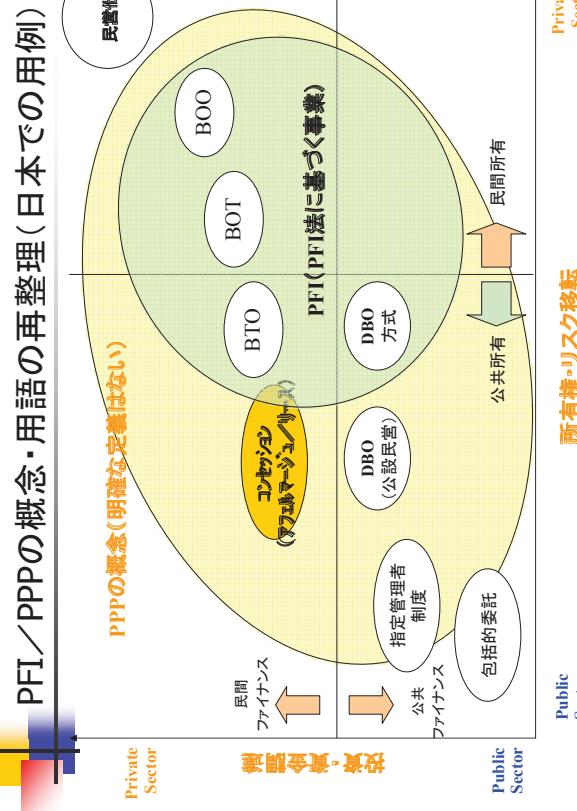
これにより、PFI事業規模について、2020年までの11年間で、少なくとも約10兆円以上(民間資金等の活用による公共施設等の整備等に)の拡大を目指します。

※公共施設の所有権を民間に移転しまま、民間事業者に対して、インフラ等の事業権(事業運営・開発に関する権利)を長期間にわたって民間に付与する方式。

上記定義はConcessionの広義で一般的な定義。フランスでは、下記定義(法律上の定義ではない)
 「既存公共施設の所有権を公井に留保し、一定期間、民間に維持管理・運営・料金徴収する権利を付与する方式」①

民間事業者は公共占有料を支払う。新規施設の建設・修繕・更新の範囲で、アフェルマージュと区別されるが、その区分は明確ではない、
 政府、国交省及び最近の報道、議論を含めて、コンセッションは①の意味で(限定)使用されていると思われる。

インフラPFI研究小委員会



Private Sector
Public Sector
新有権・リスク移転

インフラPFI研究小委員会

10

12

海外道路PFI／PPP事業事例

有料道路	路線		【長期リース／コーセッション】(米) ・シカゴスカイウェイ ・インティアナ有料道路	PFI(英) ・M6(以降英國で有料道路無し) 【BOT】(歐洲) ・(外二)M2、CCT(雄�) ・(メリーランド)MCI_EastLink ・I-495 Capital Beltway
	単独 (橋・トンネル)		【BOT】(既存施設との一体運営・コンセッション) ・(英)第2セセッション(日橋+新橋、QEII橋・旧トンネル+新橋) ・(ポルトガル)バスコタガマ橋	・(英)スカイ橋(契約解除、M6 (香港)EHC(鍛錫用) ・(臺灣)ISHT(收入保証)
無料道路	ネットワーク (市域等)	【道路マネジメントPFI】(英) ・ボーナスマネジメント	【街灯整備PFI】(英) ・リース、マンエスター地	【DEBRO道路】(英) ・M1 - A1(Yorkshire Link Shadow Toll方式) ・A1Barrington to Dishforth (Active Management Payment) ・M25(環状道路)
	路線 (区間)	【包括委託】(英) MAC、EMAC ECI(パートナリング)		
イニフラPFI研究小委員会				
13				

道路整備についての新たな取組方向：公共

① 性能発注、包括委託、長期契約の導入

- ・道路維持工事における性能規定期方式の導入（関東地整大宮国道）
- ・道路維持工事の性能保証（東北地整）
- ・道路維持工事での（巡回工）一括発注（中部地整）

② 道路アセットマネジメントへの取組

③ 指定管理者制度の導入

- ・多くの自治体で道路事業を指定管理者制度の対象から除外

・取組事例：北海道清里町

大阪市大阪港淡洲トンネル（有料臨港道路）；阪神高速道路（株）が受託

④ 道路維持管理業務における民間資金活用検討

⑤ 地方自治体有料道路公社の経営改革

⑥ 地方自治体における公共事業の包括委託の導入（兵庫県加西市）

→PFI／PPP導入に向けた取り組みは既に始まっている
イニフラPFI研究小委員会

15

道路PFI/PPP導入検討に際しての議論、課題

□道路特定財源の存在(民間資金調達のニーズがなかった)

・一般財源化。財源(新規投資／維持管理・修繕)不足→民間資金、PFI/PPPの必要性

□道路整備の方向、高速道路施策(不透明)

・社会資本／道路整備必要性の議論／高速道路の整備計画、無料化施策

□公園(高遠道路会社)による高遠道路の整備方式

・一部企業による運送法道路(国内)、海外道路PFI事業(海外)での実績のみ

→国内道路PFI／PPP導入に向けた実績作りの動き

□制度、法律(公物管理法“道路法”上の制約)

・道路管理者 国・地方自治体、高速道路会社に限定

・私権の設定 道路上の私権の設定に制約(道路法第4条)，他

・国土交通省見解 PFI事業者の公物管理上の位置づけについて

(契約の基づき、公物管理における事業を行ふことが可能)

→規制緩和検討(「新成長戦略」、国土交通省「成長戦略」、内閣府TP推進委員会)

□実務的議論・検討の不足

具体的な事業(スキーム、事業)を想定し、公物管理の委託範囲(PFI事業範囲)、リスク分担、要求水準、業務運動による支払スキーム、モニタリング、入りプロセス、事業選定基準等の制度設計を行ふ必要がある。

イニフラPFI研究小委員会

14

道路整備についての新たな取組方向：民間

■マッコーリーMacquarie(豪)・箱根ターシャパイク

・東急グループが建設、所有。2004年Macquarie銀行主導のインフラファンドによる事業会社(箱根ターシャパイク株式会社)に営業譲渡

・現在、東洋ゴム工業がネーミングライトを取得、TOYO TIRESターシャパイクに名称変更

■NIPPO：芦ノ湖スカイライ

・藤田観光が建設、1962年開通。2007年NIPPOホールディングス(現NIPPO)へ営業譲渡
・事業会社 芦ノ湖スカイライ株式会社

■長大・JIP：伊吹山ドライブウェイ

・長大が建設・所有、名阪近畿バスが運営。
・近畿が建設・所有、名阪近畿バスが運営。

■NEXCO西日本(西日本高速道路)：芦原(らわら)ドライブウェイ

・阪急(現阪急・阪神ホルディング)子会社の芦原ドライブウェイが経営
・2010年、NEXCO西日本・日本政策投資銀行(DBI)へ営業譲渡(4/26売買契約合意)

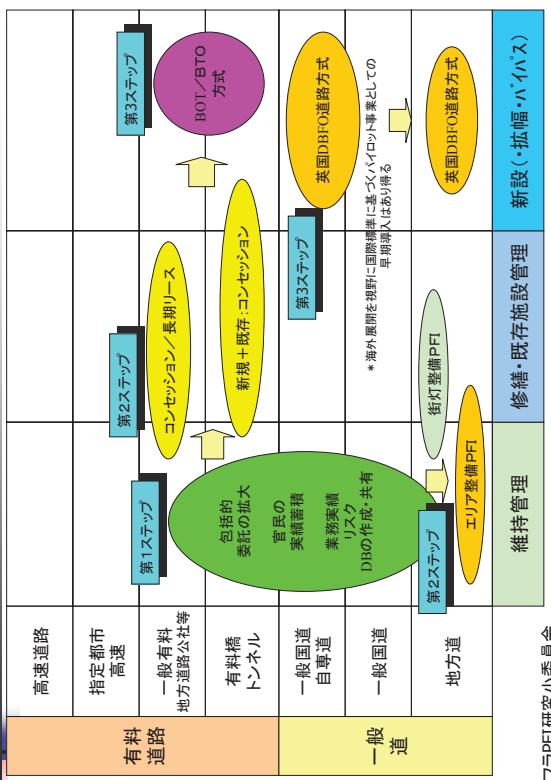
・芦原開発が道路部門を分割、芦原ドライブウェイ株式会社を設立。同社株を2社が取得(出資)

→道路分野へのPFI／PPP導入、民間開放等の動きに対して、
実績作りと事業展開の取り組みが進行

イニフラPFI研究小委員会

16

我が国道路分野への導入イメージ(ロードマップ)



今後の研究予定

1. 事業スキーム・モデル毎の導入課題の詳細検討

・制度的課題(道路法等法規制、資金調達上の課題、他)

2. 具体的事業を想定した詳細検討

・リスク分担ヒマネジメント方策

- ・入札プロセス、事業選定基準、業績連動支払スキーム、モニタリング他
- ・実績データの収集、分析、公開(制度設計へのフィードバック)
- ・事業者に対する金融上の助成・支援方策
- ・事業者に対する育成支援、等

3. 導入促進方策の検討

・業務範囲

- ・民間事業者に委ねる業務の要求水準の検討
 - ・道路の維持管理業務の官民役割分担の検討
 - ・民間事業者に委ねる業務の要求水準について検討。
 - ・具体的な要求水準について検討。
 - ・道路6社の要求水準書を参考に、民間事業者に委ねる業務の具体的な要求水準について検討。
 - ・適用すべき関係法令、条例、諸基準
 - ・作業水準(頻度、性能基準等で表現)
 - ・民間事業者から道路管理者へ報告すべき事項

包括民間委託検討部会

19

包括民間委託検討部会の活動について

I. これまでの研究成果

1. 道路の維持管理業務の官民役割分担の検討

・民間事業者に委ねる業務の要求水準について検討。

2. 民間事業者に委ねる業務の要求水準の検討

・道路の維持管理業務の官民役割分担の検討

・民間事業者に委ねる業務の要求水準について検討。

・具体的な要求水準について検討。

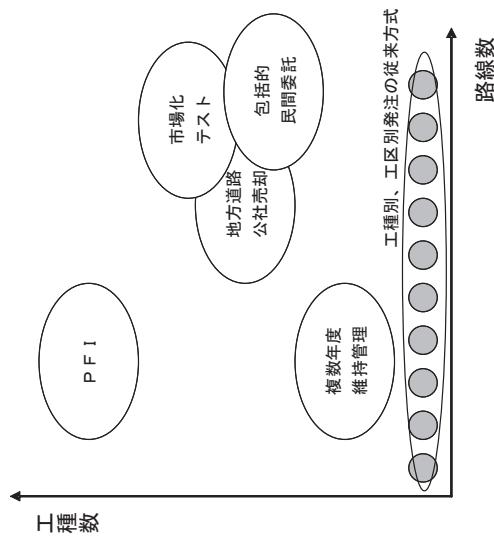
・道路6社の要求水準書を参考に、民間事業者に委ねる業務の具体的な要求水準について検討。

・適用すべき関係法令、条例、諸基準

・作業水準(頻度、性能基準等で表現)

・民間事業者から道路管理者へ報告すべき事項

包括民間委託の位置付け



インフラPFI研究小委員会

21

道路維持管理業務の官民役割分担(抜粋)

中項目	小項目 (道路管理者が行うべき業務)
(a)巡回	1 巡回計画の決定 — 1 巡回計画の立案・提案
(b)維持	9 維持計画の決定 — 9 維持計画の立案・提案
(c)点検	16 点検計画の決定 — 16 点検計画の立案・提案
(d)修繕・整備	19 修繕計画の決定 — 19 修繕計画の立案・提案 20 関係機関(警察・自治体等)との連絡調整 — 20 関係機関(警察・自治体等)との連絡調整補助
	21 地域住民との連絡調整 — 21 地域住民との連絡調整
	22 錦表路面の整備 — 22 錦表路面の整備
	23 土木構造物の補修 — 23 土木構造物の補修
	橋梁 — 24 橋梁
	トンネル・半地下構造物 — 24 トンネル・半地下構造物の補修
	土木 — 24 土木
	電気通信設備 — 24 電気通信設備
	機械 — 24 機械
	維持管理面 — 24 維持管理面
	運営施設・設備 — 24 運営施設・設備

インフラPFI研究小委員会

22

標準要求水準書(抜粋)①

23. 土木構造物の補修

(補修の要求性能)

要求される性能は、土木構造物の補修においては、その劣化や損傷の程度に応じた適切な補修や取替えを行うことである。

【解説】

道路構造物の点検によって、橋梁、トンネル、土工、のり面、舗装、橋梁設置、工事用機械の程度維持等に付属する構造物の劣化や損傷の程度に応じて、適切な補修や取替えを行うことである。

23

残された研究課題

1. 性能規定VS仕様規定

- 民間事業者がその道路特性などを総合的に勘案して実際の業務を提案していく方が本来の姿である。
- 道路保有機構と各道路会社の間では、現場の判断により効率的、かつ効果的な管理を実施している場合もある。
- 各道路会社は、仕様書の規定に従わらず、異なる管理コストの削減に向けた試行を検討している。
- 民間事業者との関係を性善説に立つか性悪説に立つかという問題。
- 例えば、事業者募集の初期の段階では性善説に立ち、競争的対話を進める中で、必要な項目については具体的な業務仕様を定めて行くというプロセスも有効。

インフラPFI研究小委員会

24

残された研究課題

2. 通行止め基準

- 各道路において、通行止め基準の設定には、バラツキがあり、特に降雨による通行止め基準は全国統一基準ではない。
- 民間事業者が事実上の道路管理業務を行う場合、通行止め基準が明確にならなければ事前の管理体制を取ることができるず、通行止めを解除するかどうかの判断も民間事業者ができないこととなる。
- ①道路災害による瑕疵が民間事業者に及ぶことが無いようになる、②通行止め及び解除の判断が民間事業者に及ぶことが無いようにする、③災害発生時の緊急体制を官民間で事前に確認しておく、④二次災害防止の観点から緊急点検の入り方を確認しておくことが必要である。

インフラPFI研究小委員会

25

残された研究課題

3. 道路交通管制業務・緊急作業

- 通行止め解除に向けた作業は、①道路管理者が直接行うのか、②道路管理者の指揮の下で民間事業者が業務を行うのか、③民間事業者の独自判断に基づいて業務を行うのか検討を行ふ必要性がある。
- 本小委員会の中で提案している要求水準は、これら通行止め基準や24時間の緊急管理体制が確立された中での前提となっている。
- 民間事業者の独自の判断で自然災害や交通事故等に対する緊急作業を行う場合には、①速やかな通行止めの措置、②早期通行止めの解除に向けた作業水準、③通行止め時間の短縮も含めた管理水準などを規定する必要性がある。

インフラPFI研究小委員会

26

残された研究課題

4. 大規模修繕

- 土木構造物の補修等については、民間事業者が行う補修範囲を明確にする必要性がある。
 - 少なくとも、「構造物本体におよぶ大規模補修や取替えが必要となる場合は別途協議事項とする」などといった規定が必要と思われる。
- ### 5. モニタリング規定
- 民間事業者が要求性能を満たすために行っている業務に対し、道路管理者側としてどのような体制、頻度、レベルでモニタリングを行うのかを規定する必要性がある。
 - 業務不履行であれば、そのような基準でペナルティを課すといった規定も検討する必要性がある。

インフラPFI研究小委員会

27

今後の研究予定

II. 今後の研究予定

- #### 1. 官民リスク分担の詳細検討
- 民間事業者に実際に業務を委ねた場合のリスクの特定、評価、分析。
- #### 2. 支払いスキームの検討
- リスク分析結果に従い、民間事業者への支払いスキームを検討。
- #### 3. 事業協定書の検討
- 官民間で締結すべき事業協定書の骨子について検討。

インフラPFI研究小委員会

28

リスクマネジメント部会



I. これまでの研究成果

一般道路事業を対象として

1. リスクマネジメントの枠組み

- 英国のマニュアルの内容分析と援用
- 日本の道路事業におけるリスクマネジメントサイクル構築

2. リスク定量化の試み

- 国道事務所へのリスク実態のアンケート実施
- 実データに基づくリスク定量化

3. リスクワークショップの試行

リスクマネジメントマニュアルの作成

II. リスクマネジメント部会の活動について

I. これまでの研究成果

一般道路事業を対象として

1. リスクマネジメントの枠組み

- 英国のマニュアルの内容分析と援用
- 日本の道路事業におけるリスクマネジメントサイクル構築

2. リスク定量化の試み

- 国道事務所へのリスク実態のアンケート実施
- 実データに基づくリスク定量化

3. リスクワークショップの試行

リスクマネジメントマニュアルの作成

リスクマネジメントマニュアルの必要性

道路事業に代表されるインフラ事業

- 長期性（←リスクに曝される期間の長さ）
- 大規模性（←リスク発生による社会的費用の大きさ）
- 関係者の多様性（←リスク処理の複雑さ）

現在行われているリスクへの対処

- 個々の担当者の経験
- 実質負担者の不明確性
- 他の部署/地域での経験が活かされていない、

リスクマネジメントマニュアルの必要性

- 総合的・効率的なリスク対応による社会的費用の軽減
- リスク情報の共有
- 透明性の確保、説明責任の明確化

リスクマネジメントマニュアルの対象と利用

利用対象：各道路工事事務所の各工程の担当者

想定事業：一般道路の新設、改良事業

利用イメージ：マニュアルによる体系的リスクマネジメント

- リスクを常に意識した業務の遂行
- 各々の事業の特性に応じた応用的な使い方
- マニュアルそのものへの改良提案
- リスクデータの蓄積
- ノウハウの継承

将来的には

- 優れたリスクマネジメントによる効果の評価
- 適切なリスクマネジメントにより、リスクイベントが発生しなかつた場合でも潜伏的な要因を常に意識することで、評価につなげていく。

マニュアルの特徴

- 一般道路事業を対象にし、その上でPFI導入も意識
リスクマネジメントサイクルは一般事業にも必要
道路事業から他事業への発展を期待
- 道路事業担当者に向けた内容
担当者間でリスクに対する認識を共有
- 工程に沿ったリスクマネジメントサイクル構成
マネジメントサイクルは、長い事業期間に何回も回る。
- 事業段階、地域条件による違いを明記
- 実際には事業ごとのリスク特定をイメージ
達成目標を明確化

インフラPFI研究小委員会

33

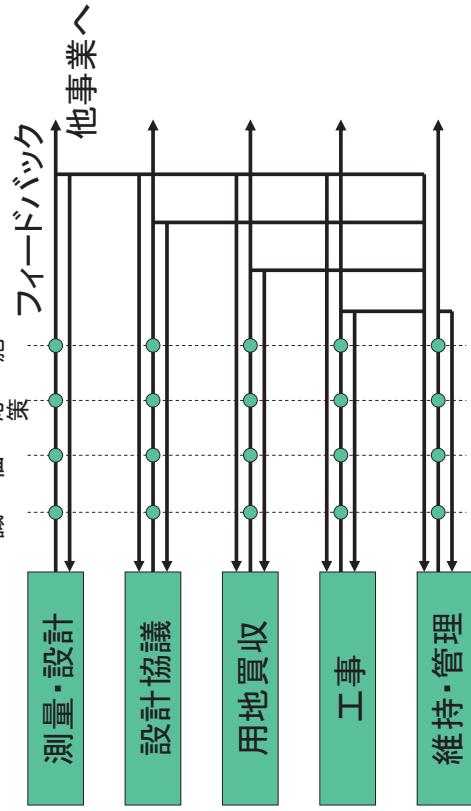
目次(本文編)

- リスクマネジメントマニュアル利用にあたって
- リスクの認識
リスクの目的/リスクの認識方法/リスク認識のための作業
/事業段階別のリスク認識/事業タイプによる留意点/リスクの認識の達成目標
- リスクの評価
リスク評価の目的/発生確率と影響度の評価/リスクの重要度の判定/重要リスクの抽出
/リスクの頻度分析(イベントの発生要因の検討/リスクの影響度/リスク評価/事業タイプによる留意点)
/リスクの対策と感度分析(事業段階別のリスク評価/事業タイプによる留意点)
/リスクの評価の達成目標
- リスクへの対応策の検討
リスクへの対応策の目的/リスク分担の決定/個別リスクへの対応策の抽出
/リスク対策計画の策定/事業段階別のリスク対応策の検討
/事業タイプによる留意点/リスク対応策検討の達成目標
- リスク対応策の実施
リスク対応策実施の目的/工程計画や予算計画等への反映/モニタリング
/データの収集・整理・実施の達成目標
- リスクマネジメントサイクルの実施
リスクのサイクルの目的/通常業務へのフィードバック
/データの収集・整理・実施の目的/通常業務へのフィードバック
/事業段階に沿った各段階へのフィードバック/他事業へのフィードバック
/事業タイプによる留意点/リスクのフィードバックの達成目標

インフラPFI研究小委員会

34

工程に沿ったリスクマネジメント



35

リスクマネジメントマニュアル概要

	目的	概要	達成目標	留意点
認識	・事前に多くのリスクを明確認識 ・リスク情報を共有	・関係者の集合 ・フェアリーテータ ・公平な参加	・過不足ない項目 ・リスク特性に応じた適切な区分け	・一定規模以上のインフラ事業を対象 ・随時行う ・バイアス回避 ・事業特有の重大リスクを見逃さない
評価	・できるだけ定量的にリスクの影響評価	・多段階評価 ・データによる定量化	・優先順位の確定 ・重大リスクの特定	
対応策	・最も効果的な事前対応策の明確化	・経験による事前対応策の提案 ・対応策の効果の評価	・すべての項目への対応策の提案 ・責任分担者の確定	・短期／長期対策の区別と提案 ・相乗・相殺効果
実施	・事前対応によるリスク軽減	・個々の対応策のアクションプラン・実施 ・効果の計測	・実施によるリスク軽減 ・評価を受けて示唆の整理	・個々の状況に応じた実施計画
フィードバック	・より優れたリスクマネジメントへのフィードバック ・リスクマネジメントへのフィードバック ・示唆の反映	・フィードバック先の特定 ・フィードバックの実施	・より効果的なマネジメントプランの改良 ・変更点の明確化 ・次期につながる評価	

インフラPFI研究小委員会

36

1章の内容(例)

- 1.1 リスクの定義
 - ・これまで計画・予定していた目標の達成を阻害する事象
- 1.2 リスクマネジメントの目的
 - ・リスクによる「影響」を可能な限り抑制し、限られた資源を有効に活用すること
 - ・ここでプロジェクトの目標を効率的に達成すること
- 1.3 リスクマネジメントサイクル
 - ・認識 → 評価 → 対応策選定 → 実施 → フィードバック
- 1.4 事業段階と本マニュアルの適用場面
 - ・工程に沿って、節目となる場面で、1回のリスクマネジメントサイクルをまわす。
 - ・定期間が経過したときに適用する。
 - ・フィードバックは、次の工程のリスク認識につながるとともに、類似事業の同じ工程でのリスクマネジメントに対する示唆となる。
- 1.5 本マニュアルの構成
 - ・リスクマネジメントサイクルにそつて構成している。各工程の適用場面ごとに、本マニュアルの2～6章を実施するガイドラインとなるよう構成している。

インフラPFI研究小委員会 37

No.	リスク項目	発生頻度	初期リスク評価	実際リスク評価	対応頻	影響度
1						リスク低
2						リスク中
3						リスク高
4						リスク中
5						リスク高
6						リスク中
..						リスク中

39

概要と説明という構成(例)

2. リスクの認識

2.1 リスク認識の目的

リスク認識の目的は、プロジェクトに影響を与えると想定されるリスクの全てをリストアップしようとするものである。イベントをベースとした認識されたリスクは、その要因や影響との相互の連続性を考慮し、明確に区別する必要がある。

概要

← 説明

リスク認識は、全てのリスクマネジメントに先立って実施されるべきであり、そこで実施の成否は、以降のリスクマネジメントの結果に重大な影響を及ぼすこととなる。この段階で抽出されたりリスクの種類や特徴がなければ、その項目は以降のリスクマネジメントプロセスでは扱われない。また、リスクが複数ある場合は、ある日突然発生してくる可能性がある。リスクの前に立ち塞がることになる。こうしたことを可能な限り消さっていくためにも、リスク認識は極めて重要な作業となる。

また、リスクの認識作業には数学的公式的な定型的なシステムが確立されているわけがない。リスクの認識についてリスクマネジメントに参画する各個人が細心の判断を怠らなければ、その個人の感覚や知識を最大限に活用し、また、できるだけ多くの関係者や意見を参考してリスク特徴を行っていく必要がある。

さらに、リスク認識においては、種々のイベントを考慮されるリスクの影響度を算出するだけではなく、そのイベントが、いつどのような要因に基づきどのような影響度を及ぼすか、といった点で評価し、そのイベントがひとたび発生すれば、どの程度の影響を及ぼすものであるか、までを検討する必要がある。互いに影響しあうリスクに対しては、どのような組織単位で捉えることが有効かを考慮した上でリスクマネジメントの作業に当たることが重要である。

インフラPFI研究小委員会

38

目次

表3.1 発生確率のランク(例)

ランク	発生確率(%)
高い	20以上
中程度	10～20未満
低い	0～10未満

表3.2 費用と期間のランク(例)

ランク	費用への影響(百万円)[%]	期間への影響(%)
高い	50以上	5.0以上
中程度	10～50未満	2.5～5.0
低い	10未満	2.5未満

※ここでは、個々の段階の累れを合計したときに、総累れ期間としてランクを示している。実際には、工程計画上のクリティカルペースまでの累れは直接的に影響を与えるが、場合によつては、リスクは発生しても決められた期間内に終了できるようなるが、場合によっては、発生するリスクには影響度としては低く評価されても良い。

インフラPFI研究小委員会

40

II. 今後の研究予定

1. マニュアルの実用面での精緻化
 - 位置づけとしては、「Ver.1」、利用を通じて改良
2. PFIやPPPのフレームへのさらなる発展
 - 一般道路事業からスタート→多様な事業枠組みへ
3. リスクワークショップの浸透
 - リスクの明確な認識が最重要→効果的なワークショップ
4. リスクの定量化手法の改善
 - 多段階評価が実態 → 定量分析のさらなる精緻化